

我が國上代に於ける家族道德思想の研究 (承前)

— 家族名稱を手懸りとせる —

木村 俊夫

第二節 同胞間に於ける名稱 (承前)

三 ネ・アニ・フネ

前項に於て、姉・弟關係に於ても、姉・妹關係に於ても、姉は姉といふ字を以て記されて居り、之はネ或はフネと訓むべきであらう、と言ふことを些か示して置いた。成程姉のことを姉といふ字で表はして居る例は少くない。また、姉のことを表すには殆んどこの字を以てしてゐる。然し此の字をネ或はフネと訓むことの正しさ、についての證據或は當時に於て此の言葉(字ではない)が存在してゐた、といふ事の證據は何處にあるか。

出雲風土記神門郡の條に見える阿禰社は、また延喜式神明の神門郡の條に、阿禰神社と出てゐるが、此のフネと言ふ言葉が果して姉と言ふ意味であるか否か、之は分らない。然し倭名鈔によれば、「爾雅云女子先生爲姉止女見和名」とある。字は全く同じである。また共に平安朝初期のものである。そこで大體の推察が許されるのである。

次に、古事記に見える左の記載に注目しよう。

故此王有三女。兄名。蠅伊呂泥。……弟名。蠅伊呂杵也。(安寧天皇の條)

こゝに記されてゐる二人は明らかに姉妹である。ところで其の名を見るに、「蠅伊呂」とまでは姉・妹共通であり、異なるのは語尾の「泥」と「杵」である。ところで、此の二つの語尾を姉對妹と言ふ關係と照し合せて考へるに、「杵」は

弟のトであり、「泥」は之に對して見或は姉を意味する言葉としてのネである、と思はれる。ところで「泥」を弟に對する見或は姉の意味に解する事に就ては、之を支持する有力な資料が同じく古事記の中にあるのである。即ち神武天皇の條に、

神沼河耳命曰其見。神八井耳命。那涅此字以香汝命……。

とある。此の「涅」は御弟命が御兄命に呼びかけられた言葉である。「那涅」の那は美稱或は愛稱である。ところで、蠅伊呂泥の場合は女性であるが、神八井耳命は男性に在す。若し、このネを姉妹に於ては姉を意味するものとするれば、兄弟に於ては兄を意味するものとして、兩者に共通な稱呼である。即ち、性別を超えて、姉・妹或は兄弟に於ける年長者を意味する。此の點、オトに對するエと同じである。現に蠅伊呂泥は蠅伊呂村に對して言はれるのである。

然し、記組等に見える姉の字が、右の如き意味に於けるネと言ふ言葉を表すとすれば、そのネは用法に於て必ずしもエと同様ではない。何故なら、既に第一項に於て述べた如くエは同性同胞たるオトにのみ對する語であるが、姉は必ずしも同性同胞に對してでなくても用ゐられる事前節に掲げた日本書紀の天照大神と素戔鳴尊との記載の通りである。

同胞の間で、兄或は姉が弟或は妹から言つてネである、といふ事から何が窺へるであらうか。否、一體此のネと言ふ言葉のものととの意味は如何なるものであつたか。

宣長によれば、「泥は、男をも女をも尊む稱なり、其は名兄の約りたる言なるべし、……那泥伊呂泥……宿禰等の泥も是なり、又天津日子根ノ命共外も、某根てふ名の多かる、皆同じ」である。名兄のナは美稱或は愛稱的用法をもつた接頭語へ註、接尾語となる事もあるであらう。然し、一度ネとして、尊稱となつた以上は、先にも注意した通り、此の用法は必ずしもエと同様ではない。

斯る意味の語を見或は姉に對して弟或は妹が用ゐた、といふ事は、後者の前者に對する極めて親愛・尊敬の念に満

ちた態度を示すものと言つて良い。然し、此の場合、兄・姉の両性に共通する言葉である、といふことは、弟・妹の親愛・尊敬の念が、兄・姉に於ける共通のものに對して向けられてゐた、といふ事であらうが、その共通のものとは一體何であるか。恐らく、年長者である、といふ事であらうと思はれる。然し記紀に於ては姉に對しては既に姉といふ字を用ひて居る。そして此の字は、ネ或はアネと訓まれてゐる。……と云ふことは何を意味するか。思ふに、初め性別に拘りなく、兄或は姉を意味したネといふ言葉の使用法に、やがて性別による制限が設けられ、ネなる言葉は姉のみ言ふ様になつた。記紀の中の姉といふ字は斯の意味でのネ或はアネと訓まるべきである。即ち、それは今日に於けるが如き姉ねといふ言葉がその成立過程にあつた、と言ふ事を意味する。此の場合アネのアは誓であり、それは接頭語の形をとつた親愛の稱である。

右の如く、今日の姉ねといふ言葉が成立する反面に於て、兄あにといふ言葉は如何であるか。先づアニのアはアネのアと同様である、と考へられる。次にニはネのナ行に於ける變化である、と考へられる。そして更に想像すれば、姉ねが謂はば女兒を表す語として初めのネから成立したときに、ニが男兒を表す語として成立した、と考へられる。然し、記紀や萬葉にニ或はアニの語を見出すことは難しい。成程、兄あにといふ字は多く用ゐられてある。然しその多くは、既に考察した所によれば、エ或はセと訓むべきであつて、さう訓めぬものにあつても、之をニ或はアニと訓むべき確證は見出せない。従つて之を、姉ねの語と同様に記・紀・萬葉の時代に成立した語である、とは言へない。然し、伊勢物語に、「昔男、つづくににしろとこゝろありけり。あにおとともだちなんどひきゐて、なにはのかたにいきけり」(岩波文庫本に據る)とあるを見れば、遅くとも、此の頃までには確かに成立してゐた、とは言へる。

註一 記傳、増補版第一、一六五頁。

四 イロとママ

日本書紀に於ては、同母(同父或は異父)の同胞を、全部といふわけではないが、母某或は同母某といふ形で記し

て居る簡處が少くない。その二・三の例を挙げれば次の如くである。

皇后母兄狹穗彥王……………垂仁天皇紀四年

天皇母弟倭彥命……………同右 二十八年

同母妹八田皇女……………仁德天皇即位前紀

ところが古事記に於ては、右の書き方に相當するものとして伊呂某と記すこと次の如くである。

速須佐之男命……………爾答詔。吾者天照大御神之伊呂勢者也。 上卷

阿治志貴高日子根神者……………其伊呂妹。高比賣命……………

神倭伊波禮毗古命……………與其伊呂兄五瀬命二柱……………

天皇爲伊呂弟大長谷王子而……………

但し唯一箇處次の如き、書紀のと同じ形のものがある。即ち、

山代之大筒不履昔王娶同母弟伊理留王之女。丹波能阿治佐波毗賣生子。……………(開化天皇の條)

であるが、右の如き記載から推すに、母某或は同母某はイロ某と訓むべきであり、イロは、少くとも右の如き用例に於ては、同母といふ意味に解釋しなければならぬ、と考へられる。従つて、同母の兄・弟・姉・妹に對しては、既に述べた如きセ、或はエ・オト或はネ・モ（イモの語幹）等の語の上にイロを冠して用ゐてもよい、といふ事になる。事實、^{註一}記紀に於てはそれが見られる。次に、前掲の分をも含めて大體眼に觸れたその例を分類して掲げよう。

古事記

伊呂勢（八俣造呂知の條）

伊呂兄（神武天皇の條）

伊呂妹（允恭天皇の條）

伊呂弟（顯宗天皇の條）

日本書紀

母兄（垂仁天皇紀四年）

同母弟（孝德天皇即位前紀）

同母兄（仁賢天皇即位前紀）

伊呂弟 (安寧天皇の條)

母弟 (垂仁天皇紀廿八年)

同母弟 (開化天皇の條)

同母弟 (反正天皇即位前紀)

同母弟 (宣化天皇即位前紀)

伊呂^{註二} (安寧天皇の條)

伊呂泥 (同右)

伊呂妹 (阿遲志貴高日子根神の條)

同母妹 (仁徳天皇即位前紀)

伊呂^{註二} (允恭天皇の條)

伊呂 (推古天皇即位前紀)

註イ 此の母兄の兄は同母の妹に對しての言葉であるから、セと訓まるべきである。即ち母兄はイロセと訓むべきであらう。(第二項参照)。

註ロ 此の同母弟は姉に對する弟であるから、弟の字はセと訓むべきである。

註ハ 古事記にも同じ母弟 (開化天皇の條) といふ字がある。然しそれは母の妹即ち叔母の事である。

註ニ 伊呂^{註二}も同母弟の方も共に姉に對する妹の意で用ゐられる。同母同胞であつても、唯單に兄・弟・姉・妹と記してゐるものが相當ある。

註ホ 記傳、増補、第三、一〇七九頁参照。

右の表に於けるそれらの訓み方は、必ずしも從來の學者によつて施されてゐた訓み方と同じではない。例へば、古事記、神武天皇・允恭天皇・顯宗天皇の條の伊呂^{註二}兄は普通にはイロセと訓まれて來てゐるが、此の兄は弟に對しての兄であるから、エと訓まるべきであらう。また書紀の方も同じである。書紀のそれは、多くはイロ某の上に、ハラ

位であらう。既に見た如く、同母の場合に於て、大體書紀の同母某に對して古事記の伊呂某があり、之からしてイロと言ふ言葉も知られたのであるが、今度の場合は、書紀の異母某に對する古事記の庶某では、之を何といふ言葉に訓んだのか分らない。然し、新撰字鏡によれば、庶見を万々見と訓んで居り、註六宜長も此等の事からして、古事記記載の庶の字をママと訓んでゐる。

此のママが異母を表す言葉として、同母を表す言葉イロと對をなすとすれば、書紀同母某の記載をイロ某と訓んだ様に、異母某はママ某と訓まなければならない。従つて書紀集解等に綏請天皇紀の條の庶見をイロネと訓んだりしてゐるのは、勿論誤りと言はなければならぬ。さて、斯くの如く異母たる事を示すママの語のもともとの意義は一體如何なるものであらうか。之に就ては宜長も何も述べてゐない。嘗て一・二の研究者により、マタ(兩、副の意)のママ、或は間マのママという様な説も提出せられたが、註七然し今日に於ても未だ明かにされぬ言葉の一つである、と言つてよからう。

以上見來つた如く、異母きやうだいの場合のママは其の原義が如何なるものであるか、まだ知る由もない。然し同母同胞の場合のイロは彼等相互の親愛の情を現したものであるが、何故同母同胞に限つて、特に親愛の情を表す語を冠して用ゐたか、と言ふことを考へるに、之は當時の男女關係或は家族生活といふものの特種な構成に基くものであらう、といふの外ない。即ち、萬葉の歌に多く見られる如く、夫が妻の許に通ふ、従つて彼等の間に子供が出來れば、その子供達は父を外に持ちつゝ、常に母を中心として生活する。そして或るときにはその父は、また他の女性の夫であり、子供の父である、とすると、こゝに父を同じくしつゝ母を異にする二組の同母同胞が存在するわけである。ところで、それ／＼の同母同胞は母を中心として家族の共同生活を營むわけであるから、その本來の同胞意識は常に養はれてゐるわけである。ところがこの二つの同母同胞の間には、一般に、父を同じくする、といふ事以外に家族的共同意識、従つて、きやうだいの意識或は文字通りの同胞意識の成立する地盤が存在しないのである。異母(同

父) きやうだい間の婚姻が承認註八される一方、同母同胞間のそれは禁止註九せられる所以もこゝにあるのであらう。

さて、以上考察した如く、イロ某とかママ某とかいふ稱呼は、父ではなくして、母が同じであるか、否か、といふことに基いてゐるのであるが、父が同じであるか、否か、といふことに基いて成立した如き稱呼は存在しない。……といふ事は、當時に於ける、きやうだいといふ意識は、「母を同じうする」といふ意識に基いてのみ成立するのであつて、此の場合、父といふ存在は問題にならない。即ち同母同胞のみが「きやうだい」であり、従つて、異母(同父)きやうだいは彼等にとつては「きやうだい」ではない。だからこそ、同母同胞の婚姻は禁止せられ、異母きやうだいの場合は許されたのである。當時にあつても「きやうだい」の間での婚姻は、矢張り許されてなかつたのである。唯如何なる存在を「きやうだい」と考へるか、といふことが問題なのである。

註一 萬葉に於ては、同母妹といふ字が唯一回出てゐる。即ち卷二の九〇の後書に見える。

註二 但し尤恭天皇の條の場合は、第三卷の口から語られてゐるが其の言葉は弟の立場に立つてゐる。従つて伊呂見は従前通りイロセと訓んだ方が正しいかも知れない。

註三 記傳、増補版全集第三、一〇七八―九頁。

註四 異母とあるときは必ず同父であること。之は實例によつて明らかに理解し得るところである。

註五 白鳥博士、前掲論文参照。松岡氏が、入彦、入姫のイリを入籍と解し「他の氏族に入籍した貴人、貴女の意」とし、「イラツコ、イラツメ」と同一義とすることの非」(『日本古語大辭典』二三五―六頁)を主張して居られるのは賛成出来ない。

註六 新校羣書類従、第廿一卷六一―六頁参照。猶續父を方々父と訓んでゐる。倭名類聚鈔によれば續父・繼母をそれぞれ方々父々・方々波々と訓んでゐる(『日本古語大辭典』による)。

註七 松岡氏はママのマは兩或は湖の意で、マタのマである、と言つて居られるが、之は取り上げ難い。『新編日本古語辭典』五〇九頁参照。また賀茂氏は「問々ありて執着せぬ義なり」(『日本語源』下二九九頁)と述べて居られるが、成程後世はさういふ

正合に用ゐられてゐるが、それがもとの意味であるか、音か、と言ふ點に於て此の説は何等答へる所がない。

註八：又娶 庶妹八田壽郎女。又娶 庶妹宇遲能壽郎女。(仁徳天皇紀) 此天皇娶 庶妹豐御食炊屋比賣命。…(敏達天皇紀)；

又娶 庶妹開入穴太郎王…。(用明天皇紀)

註九 木梨之輕王と輕大郎女(記・紀何れも允恭天皇の條参照、萬葉は九〇)との悲戀は、二人が同母兄妹たりし事に基く。

註一〇 かゝる「きやうだい」の事を當時「エ・オト」と訓んだか、何と呼んだかは知らない。「きやうだい」といふのは餘程後の言葉で「兄弟」の音から來てゐるのである。

第三節 親子間に於ける名稱

一 オヤ・コ・ミオヤ

萬葉集の中に次の様な歌がある。

- (1) 可美都氣努 佐野乃布奈波之 登利波奈之 於也波佐久禮騰 和波左可流賀倍 (二四二〇)
- (2) 朝露乃 既夜須伎我身 比等國爾 須疑加母奴可母 意也能日遠保利 (八八五)
- (3) ……花觸乃 香吉 於夜能御言朝暮爾… (四一六九)
- (4) 大伴能 等保道可平於夜能 於久都奇波之流久之米多底 比等能之流倍久 (四〇九六)
- (5) ……丈夫乃 伎欲吉彼名乎 伊爾之散欲伊曉乃乎道通爾 奈我佐散流 於夜能子等毛伴 大伴等 佐伯氏者
 人親乃 立流齋立 人子者 祖名不絶 大君爾 藤都呂布物能等 伊比都稚流… (四〇九四)

右の歌は何れもオヤといふ言葉を含んでゐるが、(1)(2)(3)に於けるオヤは大體今も用ひてゐる親といふ言葉に等しく、
 漠然と親と言つてゐるもの、兩親を指して言つてゐるもの、特に母親を意味してゐるもの等である。

ところが(4)(5)に於けるオヤは、祖先或は累代の先祖といふ意味に用ゐられてゐる。即ち、トホツカムオヤと言ひ、

我が國上代に於ける家族道德思想の研究(承前)

「古よ今の親に流さへるオヤノコドモぞ……」と言ふ、明らかに祖先といふ意味である。(5)にはなほ、此の意味でのオヤといふ言葉を表すに祖といふ字を用ゐてゐる。斯る例は外にもある。即ち、

……武士登 所言人者……彌遠長（彌、のちまはつやくもしと） 祖名文繼往物與……（四四三）

人祖 末通女 兒居 守山遊精 朝朝 通公 不來哀（このあををし）（二三六〇）

但し、後者は祖先ではなくて、普通に、親の意である。

當時の文獻に見える祖の字をオヤ（祖先）とよむとすれば、斯る例は記紀には枚擧する處がない程多くある。

次に、コはオヤに對する語として用ゐられてゐるが、オヤといふ言葉が親と先祖と兩方の意味に用ゐられるに對應して、コは子と子孫と兩方の意味に用ゐられる。

銀母 金母玉母 奈爾世武爾 麿佐禮留多可良 古爾斯迦米夜母（八〇三）

容人之 宿將爲野爾 霜降者 吾子羽曇天乃鶴群（二七九一）

之は親に對する子である。記紀には到る所に見出される用法である。

次に子孫の意に用ゐた例としては、前掲(5)の中に見ゆる

……於夜能子等毛曾……人子者 祖名不絶（このあををし）

とあるのがそれであらう。此の例は今註四の所、他には見當らない。

さて、右に見た如く、オヤと言ふ言葉によつて、兩親或は祖先を、コといふ言葉によつて子、或は子孫を指す、といふことは、今日の我々から考へると奇妙である。然し、オヤといふ言葉のもともとの意味は、諸家の研究から推すに、單に父親とか母親といふことでなしに即ち血縁關係を直接に表したものでなく年長者或は目上といふ様な意味

であつて、此處に子の親に對する觀念が窺えるのである。即ち、白鳥博士の説によれば、オヤのオは接頭語、ヤはエ（兄）と同じで高上の義を表はし、又金澤博士によれば「老ゆ」と同じ語である。^{註五}ところで、「老」なる語は當然年長、目上の意味を含むわけであるから、何れの説をとるにしても、オヤなる語は年長者或は目上といふ意味に於いて用ゐられた言葉である、と言つてよい。又親を斯る意味でのオヤと言ふ言葉で呼ぶ、その事の中に尊敬、或は愛敬の念を見出すことは出来ないであらうか。またコといふ言葉は、もともと「小」なる存在といふ意味であつたらしく、粉・蠶・海鼠等は矢張り之である。フトコ・ヒコ等のコも之であり、斯る用例に於てコが愛稱的に用ゐられてゐることは勿論である。斯く見來れば、當時に於て、オヤ・コという言葉が、両親のみならず祖先をも、子のみならず子孫をも意味したことは、何等の不思議もない。却つて今日の用法に於ては、當時の用法の一面のみが保存されてゐるのである。^{註七}

註一 (1)がそれである。

註二 (2)がそれである。(2)は山上憶良が大伴熊麿の死を悼んで作つた歌であるが、後書に

大伴君熊麿……臨終之時。長歎息曰。……哀哉我父。痛哉我母。……唯悲三。親在生之苦。……

とあるを以て見れば、此の歌に於けるオヤは両親即ち二親の意であること疑ひない。

註三 此の歌の詞書に、「爲家婦贈在京尊母」所詠作歌……とあることからしても明らかであらう。

註四 高橋俊乘氏もその研究「我が國古代の道德と儒教」(『哲學研究』)の中でこの例一つしか挙げてゐない。

註五 白鳥博士は、オは接頭語、ヤはエ(兄)と同じで、高上の義あり(『國語に於ける敬稱語の原義』史學雜誌、十七ノ十一)と

斷じ、金澤博士の「オヤ(親)はオエ(老)と同じ語であらう」(『言語の研究より見たる日本古代の家族制度』歴史地理、三ノ二)といふ説を「老を○エといふは○ゴの活用した形なり」といふ様に鮮明して居られる。また賀茂氏はオヤのオに就て「子の小の義なるより推せばオは大なるべし」(『日本語源』上二八四頁)と言つて居られる。

註六 松岡氏は、「小」を意味する語であるが、轉じて(一)細、(二)粉、(三)點、(四)子、(五)孫、(六)裔等の意に用ゐられ、又

存蟲といふ意味から、七)蠶、(八)共に似た海鼠の意となり……(『日本古語大辭典』五六九頁)と述べて居られる。

註七 當時に於けるオヤといふ言葉の用法から今日の如き用法の變遷を見ようとするならば、記紀並びに宣命（續日本紀の）に於ける祖、並びに親といふ字の用ゐる方に着目すればよい。大體此の時代に顯著な變化を見せてゐる様である。之に就ては高橋氏の前掲論文（「哲學研究」第百十六號）を参照されたい。

右に述べた様に、當時オヤと言へば祖先或は親のことを意味したがこれと別にミオヤと言へば、之は端的に母親のことを意味するのである。

其御、祖伊須氣余理比賣患苦而。以_レ歌令_レ知其御子等_二頭曰_一。……

神武天皇の條

（應神天皇が）於_レ是還上生時。其御、祖息長帶日賣命。釀_二待酒_一以獻。

仲哀天皇の條

（秋山之下水壯夫が）爾愁_二自其母_一之時。御、祖答曰。……

應仁天皇の條

右は何れも古事記の記載であつて、一見して御祖は母親であることが分る如き例であつて、此の他にも、神產巢日命や沙本毗賣命や其の他の事を御祖と記してゐる。斯る例は風土記にも二箇所程見られる。^{註一}

御祖はミオヤと訓み、之は決して男親の意味には用ゐられない。必ず母親にのみ用ゐられてゐる。^{註二}そしてこれに對應する如き父親を呼ぶ稱はない。ミオヤのミは御であり、美稱或は敬稱である。オヤは先に述べた如き意味の語である。して見ると、斯る言葉が、母親にのみ用ゐられるといふことは、當時の家族生活殊に子供達に於ける母親といふものの存在がおよそ如何なるものであつたかといふことを考へさせずには居ない。

宣長は、之に就て次の様に述べてゐる。^{註三}

そも_レ父の於_レ夜なるは、本よりのことなるに、母をしも殊に言る所以は、子は母の_二許_一に生長しなれば、父よりも親睦_二く、同_レ家に在_レ故に、朝暮_二の事にふれても、御祖_一とは先づ母を言しなり、

正に宣長の言ふが如くである。即ち、夫婦別居、母子同居といふ當時の家族的生活の特殊性を認めることによつては

じめて理解さるべき事柄である。

古事記に於てはミオヤを言はうとする時には必ず御祖としてゐるが日本書紀や風土記では、唯祖或は祖母の字を以てしてゐることがある（萬葉には此の言葉を見出せない）。

即ち

- (1) 祖神尊 常陸風土記筑波郡
 (2) 祖命 出雲風土記仁多郡三津郷
 (3) 皇祖母命 皇極天皇紀二年
 (4) 皇祖母尊 孝德天皇即位前紀

の通りであるが、(1)が少くとも親神であることは、此の祖神尊の言葉として、「汝親何不_レ欲_レ宿」とあることからしても察せられるし、(2)は同じ條に御祖神とも記されてゐることから明らかである、(3)は、皇極天皇の御母註五に坐し、(4)は孝德天皇の實は御姉に坐すが、御即位の上で御一代前に坐すが故に、御母と考へ註六奉つたのである。決して今日言ふ如き祖母の意ではない。但し、天智天皇紀三年の條の嶋皇祖母命は、天智天皇の御父舒明天皇の御母、即ち御祖母に坐す故、此の例は特別である。
 (此の項未完)

註一 「出雲風土記」仁多郡三津郷並びに大原郡海潮郷の條參照。

註二 記傳、増補版、第一・四七五頁參照。

註三 記傳、増補版、第一・四七五—六頁。

註四 斯る特殊性に基く具體的な事象の一つとして、前項に於いて考察したイロ某といふものの如き稱呼や、また今、考察したミオヤといふ如き稱呼が考へられる。然し、此の他に、記紀に依れば、同母同胞の禁婚や、凡て子の名は母がつけた（神代紀）下一書、並に「垂仁天皇紀」參照）ことや、子女の種々の面倒は殆んど母が之を見た、といふ事等を考へねばならない。

また、斯る事柄を考へると、母性といふものが極めて絶大なる權力を持つて居たかに考へられるが、然し之は親子の關係に於て、子に對して父と母との何れがより多くの親密性を持つかといふことであつて、家族といふ一つの全體に於ける、或は社會的に言つて父性と母性とは何れが大なる權力を持つか、といふ問題ではないのである。或る一部の人々が當時の家族を母權家族とか、母系家族とか呼ぶのは斯る點に對する考慮の缺乏してゐるからである。

註五 「皇極天皇即位前紀」

註六 「考德天皇即位前紀」並に高橋峻「續統法から見た支那の國家觀念」(『日本哲學研究』第一輯、殊にその註十六)參照。

前 號 目 次

文藝特(完)に小説の根源前：文學博士 植田壽藏

教育心理學の類型……文學士 佐藤幸治

聖アウグスチヌスに於ける回心の問題(家前)……文學士 山田品

「漸りと淨化・神の問題」